

運動会における新しいスポーツ観の教授に関する考察

—生徒指導・道德教育・キャリア発達と関連させて—

玉木 博章*・倉田 梓

A Study on the Teaching New Views on Sports on Sports Day —In Association with Student Guidance, Moral Education and Career Development—

Hiroaki TAMAKI and Azusa KURATA

1. はじめに一問題の所在と研究の意義—

1- (1) スポーツにおける「みる」「支える」「知る」の重要性

今日、日本社会において人々はどうのようにスポーツと関わっているだろうか。少なくとも人々、特に子ども達はやはりスポーツを「する」ことがスポーツとの関わりであると考えてだろう。だが現実的には多くの人々が「する」以外の手段によってスポーツと関わっていることも事実であり、それは子ども達にとっても同様でなければならない。第109回中央教育審議会総会の答申では、子ども達の現状及び課題として、「スポーツを『する』のみならず『みる、支える、知る』といった多様な視点から関わりを考えることが課題となっている」ことが指摘されている(中央教育審議会 2016, 2)。また体育科の目標として「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成すること」(文科省 2017a, 123)が掲げられていることから、長期的な視野を持ち、スポーツや運動との多様な関わり方を学ぶことは教育上有益であると言える。

実際に平成29年告示の新学習指導要領では、各運動の行い方・ルール等の知識の習得についてはもちろん、「筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うこと」、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うこと」、「オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにすること」(文科省 2017a, 135-136)など、体育の授業が従来よりも幅広い視点で行われるよう内容の取扱いに言及されており、「する」のみに矮小化されない体育科の授業の実施が強く求められていることが分かる。

1- (2) 本稿の趣旨と構成

では前述した新しいスポーツ観は、どのような体育の授業であれば子ども達に浸透するのだろうか。例えば「みる」「支える」「知る」の関わり方を充実させ「する」のみの指導から脱却するために大きく注目されている教材として、オリンピック・パラリンピックが挙げられる。

* 中京大学 非常勤講師

新学習指導要領において、オリンピック・パラリンピック教育がその文言に登場していること（文科省 2017a, 167）は大きな特徴であり、2020年東京大会によって世界的なスポーツの祭典の自国開催を経験する子ども達は、特にオリンピック・パラリンピックを身近に感じるであろう。東京都教育委員会はオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議にて学校教育を検討し、その展開の枠組みとし4つのテーマ（オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境）と4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）を設定している（東京都教育委員会 2014, 4-9）。2020年に向けて、文部科学省や東京都をはじめとする各自治体、JOC（日本オリンピック委員会）、JOA（日本オリンピックアカデミー）などにより教材の製作も進むであろう。体育科にとって、2020年東京五輪の開催は今までになくスポーツに関する学びを深める絶好の契機でもある。

しかし確かにオリンピック・パラリンピックのようなイベントの開催が契機となりうることは事実であるが、首都圏と地方とでは物理的にも感覚的にも子ども達の認識に距離感があるとも揶揄される。また2020年の東京大会以降を生きる子ども達には、むしろその先何十年と続く長い人生においてこそ、このような新しいスポーツ観が重要となる。

ではオリンピックに限らず、日本の子ども達が慣れ親しみ、等しく経験するスポーツイベントには何が挙げられるだろうか。それは運動会である。学校生活の中でほとんど全ての子ども達が参加する運動会は卑近である。なおかつ松田恵示や仲島正教が述べるように学校生活の中でも「日常生活の反対側にあるような要素」（松田 2008, 84）を持つ特別な日であり、心に残る大切な意味（仲島 2017, 26）も持つ。もちろん通常の体育授業において新しいスポーツ観が導入されることも有益ではある。だが子ども達自身が競技者にも観戦者にもサポーターやスタッフにもなれるにも拘らず、オリンピック同様に従来から競技者にスポットが当てられやすいという課題を抱える運動会において、スポーツとの多様な関わりを実感することは子ども達が持つスポーツ観を根底から変える可能性を含蓄する。

他方で、このような学びは単に子ども達がスポーツとの多様な関わり方を身に付けるだけでなく、他領域からの教育的利点もある。そもそも運動会は健康安全・体育的行事であるため、「全校又は学年の児童（中学校版は「生徒」）で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標¹に掲げる資質・能力を育成することを目指す。」（文科省 2017b, 115. 2017c, 88）という学校行事の目標や特別活動のねらいを敷衍すれば、教員にとって運動会は学級経営（文科省 2017b, 127-128）や生徒指導の手段（文科省 2017c, 101）である。同時にキャリア教育（文科省 2017b, 132-133. 2017c, 105）や道徳教育（文科省 2017b, 128-129. 2017c, 102-103）との連携に関しても新指導要領では謳われている。特別活動の一環である運動会は、他領域とも大きく関連しており、前述した新しいスポーツ観の運動会への導入はそれぞれへ往還的に関与することだろう。したがって本稿では、新しいスポーツ観の教授が従来までの運動会をどう改善できるのか、その方法論を示す。そしてその方法論に関連する事象を学級経営及び生徒指導、キャリア発達、道徳教育の各視点から捉えた場合どのような利点が生まれるか検討し、同時に必要とされる配慮も論じていくこととする。

なお本稿は4節構成である。第1節では課題の設定及び本稿の位置づけを行った。第2節では新しいスポーツ観を運動会でどのように教授するか、運動会の歴史的意義とその課題とを関連させながら論じる。第3節では新しいスポーツ観を導入した運動会が他領域において、どのような教育的利点が生むのか検討する。第4節では本稿のまとめを記し、本稿での知見が昨今

取りざたされている部活動研究と関連していることにも言及していく。

2. 運動会と新しいスポーツ観

2- (1) 日本における運動会の歴史の変遷

運動会は欧米の影響を受けて生まれたものであるが、日本独特のものとして発展してきている(石井 1990, 87)。その変遷については木村吉次ほか多くの研究者が整理しているが、日本における最初の運動会は、1874年の海軍兵学寮における「競闘遊戯会」とされており、勉強一辺倒の生徒達に精神を「慰楽」する方法が必要だとして開かれたと言われている(木村 2017, 12)。この会は、徒競走、障害走、幅跳び、高跳び、玉投げ、二人三脚、棒高跳び、競歩、目隠し競争、三段高跳び、豚追い競争、立ち三段跳び、卵拾い競争、水桶運び競争など、運動能力を競う種目と偶然性に左右される種目から成り立ち、娯楽性に配慮されていた。またこれと類似した行事は1878年の札幌農学校における「力芸会」や、1883年の東京帝国大学での「アスレティック・スポーツ」²などが挙げられる。したがって運動会は当初実質的に陸上競技会であったが、後に偶然性に左右される種目も入るようになった。また当時の高等教育機関に見られる運動会の萌芽は、遊戯等の娯楽性を含んだ運動によって勉学での抑圧を発散させることが目的であったと言える(木村 2017, 12-13)。

一方、1881年体操伝習所で開かれた「体操演習会」が初等教育で見られる運動会の源流となる。ここでは伝習所での体操術(軽体操)の練習成果に加えて運動遊戯の発表が実施され、浜野兼一によれば、1874年(明治7年)から1886年(明治19年)が運動会の萌芽期とされ、特に1884年から1886年にかけて小学校が参加した運動会の事例が大幅に増加したことが指摘されている(浜野 2004, 67)。

加えてこの時期における小学校の運動会の内容は、遊戯・身体鍛錬・競争という内容を有していた(浜野 2004, 67)。また、兵式体操によって規律訓練の徹底を企図した森有礼文相が学事巡視の際に遊戯や競争運動を重要視し奨励した影響も大きく、秩序訓練や集団行動と勇壮活発な団体競技種目が主として行われるようになった。1894年の日清戦争の頃からは戦争に因んだ種目が登場し、男子の旗奪い、源平旗倒し、棒倒し、騎馬戦などといった勇壮敢為な種目に対し、女子には表情遊戯・動作遊戯、行進遊戯といった優美快活な種目が配され、戦争によって男女の種目の相違が際立って大きくなっていったとされる(木村 2017, 14-15)。したがって、発足当時の運動会は総じて競技的要素、娯楽的要素に加え、デモンストレーション的要素を骨格として発展した(岸野 1964, 2-5)と表現できる。

他方で当時は「まだ平常の体操科授業を行なうことが困難な学校が多く、運動会が体育の集中的授業の場になって(木村 2017, 14)」おり、自校の運動場を持つ小学校ばかりではなかったため、開催は複数校による「連合運動会」の形態が多く見られた。だが1900年の小学校令によって各学校に体操場の設置が義務付けられ、各校は自校で運動会が開催できるようになる。その結果、運動会は地域社会との連結を強め、いわゆる「村祭り」と融合することによって擬似的な村祭りとしての側面を備え、更に普及は進んでいった(赤田 2014, 202-203)。佐藤秀夫によれば、こうして参加者の連帯感情を強化しレクリエーション性を備えた点が、地域的かつ社会的な普及に貢献したとされる(佐藤 1987, 94-97)。

やがていっそう時代に戦時色が強まると、1937年には「教育的・体育的」をモットーとして各種体操が多く採用され、鍛錬の性格も強まった。太平洋戦争直前には全校の分列行進など「国防競技」が入り、運動会を「体錬大会」と改める学校も出現する。女子の音楽遊戯も戦争色に

染められ、戦時下においても運動会は1944年までは継続の努力がなされたが、1945年には校庭が畑にされたことにより開催は不可能となった(木村 2017, 15-16)。

その後1958年に初めて運動会は「学校行事等」として改訂教育課程に位置づけられる(有村 2003, 30-31)。戦後の運動会は、体育の非軍事化・民主化といった占領政策に沿って軍事色の濃い種目・鍛練的な種目は除き、ダンスやリズム体操を取り入れるなど戦前型の運動会からの転換を図った。また別の特徴として、児童・生徒の自主性を基にして、彼らを計画立案や運営にも参加させようとしたこと、「開かれた学校」の施策によって公開に力点が置かれ、PTAとの関わりも強くなったことも挙げられる(木村 2017, 16)。現在では戦時中の鍛練的な性格が排除され、児童・生徒の自主性を重んじ、学級会・児童会・生徒会(体育会)が大きな役割を担う傾向にある。榎木靖夫が、現在の運動会について非アカデミックな活動でのリーダーシップ養成や、アカデミックな学習が得意でない子どもが評価される機会として日本独特の教育活動であると指摘する(榎木 2008, 9-15)ように、単なる体育活動だけでなく特別活動としての機能を有していることが確認できる。

2- (2) 今日の運動会が抱える課題

運動会は前述のような歴史の変遷を経てきたが、木村は1965年頃からその内容に大きな変動が生じている(木村 2017, 16)と述べる。そしてその中でも特に近年多く指摘される課題として望月明人は、千葉県の小中学校の運動会実施時期について圧倒的に春開催の学校が多い調査結果を報告しており(望月 2008, 72)、その傾向は全国的であることを述べる。同じことは木村や吉澤潤も言及しており、吉澤は「春に追いやられる運動会」(吉澤 2016, 30)として危惧している。運動会が全国的に春開催となっている最大要因として、秋には学芸会や学習発表会等の大きな行事が他にも控えているからという要因が挙げられ³、春開催となった運動会の準備期間の短さが度々問題視されている。関連して望月や木村は実施種目にも大きな変化が見られることを指摘する。個人種目の序列化排除の傾向により、徒競走のような競争的要素の強い種目は取り除かれる風潮にあり、その穴埋めとして偶然性を優先した種目や、仮装行列・応援合戦・民謡おどりなどが採用されている(木村 2017, 16)。

このような現状から、今日の運動会が抱える課題には次のものが浮上する。まず、先にも述べたように運動会の準備期間が短縮化され、運動会の過程が空疎化していることである。期間の短さと教員の多忙さが相まって、現場は「簡単にできて感動のある種目」を求めていることを仲島は述べる(仲島 2017, 29)。地域や保護者からの期待も高いなか、現場の教員達は当日を見栄え良く盛り上げるアイデアを駆使し、懸命に情報収集をしながら、当日を盛り上げようと短い期間の中で準備に奔走してはいる。だが教師が用意した競技種目を楽しむに過ぎない子ども達は、果たして運動会という行事に望ましい形で参加しているのだろうかという疑義も生じる。また表現種目においても同様のことが言え、「その年の流行の曲を選び、フラフープやボールなどを持たせるとか、おそろいのTシャツを着させるという見栄えを優先する実践がよくみられる(吉澤 2017, 31)」。このように出来上がった演技は一見見栄え良く、子ども達も当日の高揚感と相まって瞬間的な一体感を醸し出すだろう。またこれを見た保護者などが「みんなよく揃っていた」「一致団結した演技だった」などと評価することにより、その錯覚はますます高まる。当日だけを見ればクラスや学年が団結し、成功した運動会も、その実は与えられたものを子ども達が消化しているだけに過ぎない現状は少なからずある。もちろん優れた実践を行っている学校や教員が存在しない訳ではない。だがプロセスが積み重なっておらず、

子どもが単なる演者と化している運動会は、教育的効果を減少させている可能性もあろう。

また、もう1つの課題は、勝利至上主義とどう向き合っていくかである。スポーツと勝利至上主義の問題は根深く、競争が存在することによって一定数の「運動嫌い」「体育嫌い」の子どもが生成されていることは周知のことである。体育的行事とされる運動会においてもそれは例に漏れず、運動会での「勝ち負け」や「出来不出来」はそのまま子どもの「劣等感」や「いじめ」を助長する可能性があることを仲島（2016, 26）や多くが指摘してきた。大衆の目の前で明確に「勝ち負け」や「出来不出来」が可視化されることは、子ども自身が自らに劣等感を感じるだけでなく、「○○のせいで負けた」といった子ども間での責任のなすりつけ等に繋がる可能性を孕む。あるいは親や大人から心無い評価を受けるなど、惨めさを感じる要因となりうる。先述の競争種目排除の風潮は、そのような結果主義に苦しむ子どもがネガティブな思いを持つことへの対策ゆえであらう。

だが競争的種目の排除が問題の解決に繋がる訳ではない。結果を不可視化しているに過ぎないこの風潮は、極めて対処療法的であり勝利至上主義に対する根本解決ではない。なぜならば勝利至上主義そのものが問題を孕んでいるのではないからだ。川谷が勝利だけを至上の価値としてしまうことこそが問題である（川谷 2015, 827-828）と指摘しているように、勝利はスポーツにおける価値の1つに過ぎず、スポーツにおける倫理的問題として多くの議論がなされるべきである。したがって課題は、勝利以外の価値を子ども達にどう認識させるかである。教師が「スポーツマンシップ」や「フェアプレイの精神」を説くことは容易ではあるが、実際に子ども達にとって、勝利の味に代わる何らかの獲得物が欠落していれば、そこに納得は生まれまいだろう。

2-（3）運動会における新しいスポーツ観の展開

では運動会が抱える課題に対して、4つの新しいスポーツ観の教授はどのように機能するのだろうか。4つの関わり方を運動会の場面に適応すると、次のような活動が考えられる。

「する」…競技への出場、それに伴う競技の練習

「支える」…運動会の計画、運営に伴う係の担当、練習の指揮

「みる」…競技の観戦と競技者への応援

「知る」…競技のルールや技能についての知識の習得

もちろんこれらの活動は、従来の運動会においても既に取り組みされている活動であろう。しかし問題は取り組み方である。例えば「支える」活動として計画・運営と挙げたが、運動会の種目決めやルール決め子ども達ほどの程度関与しているのであろうか。教師によって用意された種目に沿って準備を進めることと、子ども達自身が種目の取捨選択やルール制定から携わったうえで準備に取り組むとでは、子ども達の主体性に大きな差が生じる。またそのように子どもの取り組みが主体的になるに際して、必要とされるのは「知る」力である。子ども達自身が様々な種目の存在を知り、その中からそれぞれの特性やルールを調べ、それを学んだうえで取捨選択をする。つまり自分達で競技の特性を知り、どんな係が必要で、審判は何を判定するのかを1つずつ決めていくのだ。また係や審判の遂行に際して、競技の進行状況を見極め、それに応じた適切な判断を下しながら行動するためには「みる」力も強く必要とされる。もちろんこれらの活動は子ども達の年齢によって限度はあるだろう。だが従来よりも係の仕事の打ち合わせと練習に多くの時間を割くことによって子ども達にその役割を一任し、運動会当日には教師がトラック内に誰一人出てくることなく子ども達自身が運営をやり遂げたという実践

(仲島 2017, 27-28) や、子ども達自身が民主的にルール作りを行うことで意識が高まったという実践 (吉澤 2017, 34) など実際には存在し、いずれも子ども達の成長への貢献が報告されている。

校外のスポーツイベントも、規模や参加者層によってスタッフの数も変わればルールも変わり、様々な運営上の工夫と苦労を経て開催される。運動会という行事そのものに対して、単なる出場者に拘泥せず、運営としての立場からの関わり方を知ることで、スポーツを「する」ことは必然的に「支える」層があって可能となる活動であり、また「支える」には「知る」「みる」力が必要不可欠であることを、子ども達が実感することに繋がる。

また「知る」力は、競技の練習つまり「する」活動においても本来、必要不可欠な要素である。例えばリレー種目にクラスで取り組む場面を想定した時、走順やバトンパスの方法など、適切な作戦を立てるための基盤となる知識を持っていることが必須条件となる。練習に際し、仲間の巧拙を見極め「なぜできるのか／できないのか」「どうすれば上手くいくようになるのか」を考えるには「みる」力も大きな意味を持つてくる。多数の視点を経験し、自らを相対化することは「する」自分が成長するための客観性を養う。「する」ことに重きを置きつつも、単に「する」ことのみで帰結することとは全く異なる結果へと至る。

3. 運動会における新しいスポーツ観の批判的検討

3- (1) 役割分担による他者理解

では、新しいスポーツ観が導入された運動会では特別活動と関連させるべき他領域の視点において、どのような利点が俯瞰できるだろう。運動会は特別活動において健康安全・体育的行事であり、その目標は「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」(文科省2017b, 121, 2017c, 94) とされている⁴。また指導要領解説において、特別活動全体に関わって「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点が目標に関連して強調されている (文科省2017b, 2017c, 共に12)。このことを踏まえれば健康安全・体育的行事である運動会は、上述した目標を達成するだけでなく、そのプロセスの中には「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」が反映されていなければならないということが明らかであろう。

そもそもこの3つの視点は、特別活動において関連が強調されている学級経営及び生徒指導、道徳教育、キャリア発達を想起させる視点でもある。例えば「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」は運動会における学級経営や生徒指導を通して行われ、その過程に道徳的なものが含まれれば道徳教育になりうるし、そうして得られた経験はキャリア発達の萌芽ともなる。もちろん児童会 (生徒会) や委員会の役員として活動するなど学級を基盤に活動が行われない具体的なケースは様々想定されるが、学級経営及び生徒指導、道徳教育、キャリア発達の側面を運動会が有している点は確認できる。そして当然ではあるが、このような学習指導要領の文言を待たずとも、多くの教師は運動会において前述したような役割分担によって子ども達に居場所を与え、他者理解と自我形成を促すことで「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」のきっかけを与えるという教育的価値や機能を理解していることだろう。したがってこのような前提を踏まえて新しいスポーツ観が運動会に持ち込まれた時、その運動会は1つの事象に対して多面的な利点生まれうるし、同時に配慮も必要となる。実際に順番に事象を取り上げながら検討していこう。

まず新しいスポーツ観が運動会に導入されることによって、前節で示したようにいっそう役割分担が明確化していくことが予想される。だがこうした役割分担は「人間関係形成」の上でも、自分のやりたいどれか1つや、自分のやれることを適材適所で1つだけ担うことに完結すべきではない。なぜならば全員が全てを経験することで互いの役割を尊重するきっかけになるからだ。例えば「する」ことが得意な子どもは「する」ことに優位性を感じ、それに特化してしまう恐れがある。そしてそれは前節でも述べたように体育の授業において、運動神経に優れた子どもとそうでない子どもとの関係性に階層格差を生じさせ、いじめの種にもなる。更には将来的にアスリートとなった時、自らに対して傲り、傷害事件を起こしたり、ハラスメントをしたり、酒に酔って不祥事を起こす可能性が無いとは言えない。そうしたことを防ぐためにも1つの視点に狭小化せず、「する」ことの優位性を相対化させなければならない。したがって運動会という子どもにとってスポーツを「する」ことが中心になりがちな行事において、「みる」「支える」「知る」を経験し、それぞれの立場の意義を見出せるよう指導することが重要であるし、同時にそれは道徳教育にもなる。仮にある何らかの競技に特化したとしても、実際には偶然その競技が現代に存在し、その競技に長けていることに価値が見出され、その競技が得意だけに過ぎない⁵。もちろんそれは決して子どもの努力を否定するのではなく、能力は人間関係を含め周囲の環境で左右されることは事実である⁶。したがってその子どもがパフォーマンスを発揮するために行った努力を認めた上で、周囲にも様々な人が存在し、その人々との間で優劣は無いということが理解でき、周囲や環境のおかげで自分のパフォーマンスが発揮できていると感謝できることこそが求められる。そして仮にそうなれば道徳的であろうし、前節でも述べた通り4つの立場をそれぞれ相対化できることが望ましい。

3- (2) 役割取得による自我形成

だが、そのような思考に導くためには留意すべきことがある。例えば藤井啓之は、アリストテレスを引用しながら今日の体育が道徳教育となるためには、どのような内容にせよ、それを手段として用いるのではなく、活動それ自体を楽しめるように工夫することも体育における道徳教育であると(藤井 2011, 13)言及する。この知見を敷衍すれば、徳目を単に教えるかのように4つの立場の重要性を解くだけに収斂してはいけない。そうではなく学級で後に活用するための撮影係や、画像編集係などを立ち上げ、「支える」ことの企画面での面白さや、「みる」ための独特の視点へ楽しく「社会参画」できるよう配慮をすべきであろう。もちろんアイデアは個々の教師の個性が反映されることが望ましい。

またこうした新しいスポーツ観は、将来的に「する」以外でのスポーツとの関わりに出会うきっかけになる。例えば児美孝一郎は、仕事や労働を広く知らない若者達が果たしてやりたいことを見つけられるのかと危惧する(児美川 2013, 74)。この指摘を踏まえれば、運動会は「支える」ことはもちろん「みる」「知る」視点の魅力に特化したキャリアアンカーを見つける契機でもある。運動会では「する」「支える」を通じた自己成長にばかり目を向けがちだが、他者の特定の行動に着目して運動会を過ごし、各学級において互いに伝え合うという「みる」「知る」を活かした実践が望まれる。仕事や労働を広く知るために社会を広く持ち、様々な体験をすることはキャリア発達の一因となる。そして当然前節でのリレーの例のように「する」ことが得意な子どもにとってのキャリア発達にも往還的に肯定的影響が現れ、「する」ことに重きを置きたい子どもの「自己実現」への基盤ともなりうる。有能なアスリートになるためにも、「する」のみに特化することは賢明ではない。

加えて昨今プロアスリートのセカンド・キャリアが課題となっている点に着目したい⁷。相原正道と伊吹勇亮は、2008年の文部科学省の調査『トップレベル競技者のセカンド・キャリア支援に関する調査研究事業報告書』を用いながら、約8割のアスリートが国にセカンド・キャリアの支援体制を求めているが、それをサポートする体制や指導者も時間も無い現状を危惧する⁸ (相原・伊吹 2014, 78-79)。また「幼い頃から1日の大部分をスポーツが占め、その他のことは何も知らないというアスリートも多い」(相原・伊吹 2014, 77)とも述べる。そうであるならば運動会における他の視点からの経験は、セカンド・キャリアの発達にも貢献できよう。実際に、どれほど身体能力に優れた子どもでもスポーツを「する」だけで人生を終えることは無い。アスリートであっても現役時代より遥かに長いセカンド・キャリアが待っている。人生において「支える」「みる」「知る」といったスポーツとの関わり方を求められる時や、それを選ばざるをえない時は訪れる。相原と伊吹は、有力アスリートであれば運良くコーチやスタッフとしてスポーツ関連の仕事が得られたり、解説者などの職業に転職できたりするが、それらはごく一部に過ぎないと述べる(相原・伊吹 2014, 77)。しかしその一部の恵まれた層の仕事でさえ「支える」「みる」「知る」の視点がセカンド・キャリアを続ける上で不可欠である。したがって学校教育段階での多様な経験は、セカンド・キャリア選択時に「自己実現」をする1つの糧になることだろう。

3- (3) 意思決定を反映する多様性

続いて運動会における意思決定のプロセスに着目したい。指導要領解説では「キャリア教育は特別活動を要しつつ学校教育全体で行うものである。日常の教科等の学習指導においても、学ぶことと自己の将来や社会づくり(中学校版は「自己のキャリア形成」)とを関連付けながら、見直しをもって職業的・社会的自立に向けて基礎となる資質・能力を育成するなど、教育課程全体を通してキャリア教育を推進する必要がある。」(文科省 2017b, 81, 2017c, 69)とされている。そしてこのようなキャリア教育との関連は、キャリア発達に関与する運動会の意思決定のプロセスにおいて大きく作用する。なぜならばスポーツを「知る」視点において、その競技が運動会の種目として相応しいのかどうかを子ども達に問うことも「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」にとって有益であるからだ。

例えば京免徹雄は中学生を対象にして、特別活動とキャリア教育の関連性は、これまで「学業と進路」ばかり注目されてきたが、社会的・職業的自立という観点から見た時「学級や学校の生活づくり」や生徒会活動すなわち子どもの自治的活動の過程がキャリア教育の一環を成していることを再認識する必要がある(京免 2014, 7)と述べる。この京免の言葉を踏まえれば、子どもが生徒(児童)会や学級において、前節で述べた種目等の決定、ルール作りのプロセスに参加し、それを実現することが十分にキャリア発達に繋がると捉えられる。そしてそれは同時に「社会参画」や「自己実現」であると解釈できるだろう。

また子どもの意思決定の重要性を論じる折には、関連して『みんなで跳んだ』(滝田 2010)のような実践が、子どもの自治的自発的な資質を伸ばし、道徳的発達を促す材料の1つとして挙げられるだろう。この実践は、運動会の長縄跳びで、どうしても跳べない生徒をメンバーから外して勝利を目指すか、最初から跳べないとわかっているがみんなで跳ぶことに重きを置くかというジレンマにクラス全員が直面し、最終的に勝利至上主義から脱却する道徳的内容である。子ども達の選択には、勝利至上主義という既存の枠組みをクラスの構成員による意思決定で変革し、自分達の生活世界を創造するというキャリア発達を促す側面がある。また同時に前

節で論じたルール作りや勝利至上主義からの脱却は道德教育にも関与する。したがって意思決定のプロセスにはキャリア発達だけでなく、道德教育的な側面があることがわかる。そしてそのプロセスには当然「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」といった視点が存在することも確認できる。

3- (4) 関係形成のための衝突と議論

翻ってこの実践が取り上げられる時には多く「みんなで跳ぶこと」や「みんなで跳ぶと決めたこと」が道德的であると考えられる。だが「みんなでは跳ばないとみんなで決めること」も、時と場合によっては道德的であるという知見にも言及したい。例えばG.ピースタはこの点について「中断の教育学」という用語を使って説明する。ピースタによれば、新参者つまり新たな意見を持った人が存在できる空間や場所を用意することが教育的な応答責任であり、正常であるとされる秩序に対しても、それを中断する可能性を開き続けることが中断の教育学であると述べる（ピースタ 2016, 133-134）。つまり価値を絶対的に固定せず、どんなに道德的で良いとされるものに対しても絶えず議論の余地を残すことを含意する。勝利至上主義を例に挙げて考えれば、前節で述べたように決して勝利至上主義が悪しき慣習なのではなく、勝利に拘る可否かを常に共同体の構成員の意思で決め、「良い」とされるものすら取り下げられる可能性を残すことが、求められる道德性であると言える。

関連して藤井は、国家が道德的内容の唯一の決定者になるということは政治的であり道德的ではない（藤井 2008, 152）と述べる。つまり道德とは権力によって予め決定されたルールに従うことを指すのではない。例えば指導要領解説にある通り、「地域の特色や学校の伝統、などから、行事の重点化を図るなど自校の実態に即した特色文化や伝統を重んじて地域の特色（文科省 2017b, 100）」のある運動会を行うことは確かに道德的ではあるが、それを強要することは道德的とは言えない。それでは子どもの「自主的、実践的な活動が助長」（文科省 2017b, 128. 2017c, 100）されたとは言えない。意思決定における民主主義は単なる好みの集約に限定されるべきではなく、好みの熟議的な変化を含むべきなのである（ピースタ 2016, 162）。そうした民主主義的な意思決定への参加によって、参加者達はいっそう結果に責任を負うことになる（ピースタ 2016, 164）。そう考えていくと子ども達の「社会参画」「自己実現」のためにも、今後はいっそう全員で参加できる、そして勝敗を明確化しない競技が増える可能性もあり、道德的にはそのまた逆もありうる。そしてそういった選択の可能性を開き続けることが道德教育としても求められ、そこには絶えず「人間関係形成」も付随してくる。

そしてこうした意思決定と責任の同伴するプロセスを経験することで、前節で指摘した揃いのTシャツを着て演技をすること、また終了後や最中に友人と写真を撮ることに意味や充足感も生まれる。現代の子ども達は構造的役割に甘んじ、他人行儀で儀礼的な関係性を生きている。彼らは濃密ではあるが上辺だけのコミュニケーションしか許されず、安心して会話ができない。信頼できるコミュニケーション前提を無くし、異質な他者のいない予定調和的なやり取りしかできず、息苦しさも感じている。友人であっても、そこには自分と相手とをしっかりと結び付けてくれる事象も、そのきっかけも無く、不確かで不安な関係性を続けるしかない（倉田・玉木 2017, 125）。だからこそ彼らは仲の良いフリをして、そして教師達は団結したと見せかけさせる。だが彼らの関係性を改善するために望まれることは、「自己実現」を目指す本音と衝突を含んだ議論である。教師は、生徒達が揃いのTシャツを着なくても見えない絆で繋がっていると実感し、終わった時に自然と心に焼きつけられているような充実したプロセス⁹が経験

できるよう指導しなければならない。

3- (5) 「みる」「知る」の視点を生かす振り返り

そして新しいスポーツ観を教師がどれだけ子ども達に教授できるかは、どのような教育領域の視点であれ、行事後の振り返り活動の時間も鍵を握る。指導要領解説には「実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実させるとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。」(文科省 2017b, 131. 2017c, 104) とある。つまり本稿に則れば単に新しいスポーツ観を運動会に用いただけでは近視眼的であり、それをどのように子どもの中に根付かせるかは運動会の事後にも留意点があるということだ。

例えば経験主義教育について論じ、特別活動における方法原理とされる「なすことによって学ぶ」(文科省 2017b, 2017cともに5) を提唱したJ. デューイは、材料や方法がある特定の時間内に、ある特定の個人に対して教育的特質を持つ経験を生み出すよう機能すること(デューイ 2004, 68) の重要性を説く。いかなる経験もそれ自体で生きたり死んだりはいしないし、あらゆる経験は願望や意志とは全く無関係に、引き続き起こる更なる経験の中に生きる(デューイ 2004, 34-35) からこそ、教師は生徒が経験する上での条件を組織する力を貸さなければならない(デューイ 2004, 53)。そして指導の際には、教師はどのような態度が有害なものになるかも判断できなければいけないし、生徒一人ひとりに対して共感する理解力を持つことが重要である(デューイ 2004, 54-55)。むしろこの共感力こそが生徒の精神の中で実際に進行しているものについての概念を教育者に与え、何よりも求められるものだと述べている(デューイ 2004, 54-55)。

これらデューイの言葉を反映すれば、運動会での様々な経験が効果的に享受されるように振り返りを促す実践が不可欠であるとわかる。生徒に対して共感的な言葉を投げかけ、個人の体験を想起できるようにした後に、それをクラス内で共有するよう指導することが効果的であろう。またそれだけではなく「自分は、友人はもちろん教師や保護者を含めた他者のどんな部分を見ていたのか? 運動会のどんな側面を知れたのか? 逆にそれらに気付かなかった自分は何を見ていたのか? 運動会をどう過ごしていたのか?」など、見てきたことを幅広い視野で振り返らせていく発問を行い、その行動の意味を考えさせることがキャリア発達を促し、学級経営にも繋がる。そうしてそれは今後の「自己実現」や「人間関係形成」に作用する。このような指導が実現した時にデューイの願う、経験が当事者本人を修正し、その修正が引き続き起こる後の経験の質に影響を及ぼし、以前の間人とは幾分か異なった人間として後の経験に入っていく(デューイ 2004, 46) ことになる。

実際に指導要領解説にはPDCAサイクルに則った行事の学習のモデルが示されている(文科省 2017b, 117. 2017c, 90)。E. デミングによって提唱されたPDCAサイクルは、現在では教育界でも認知されている。だが近年デミングはCheck(評価)をStudy(研究)へ改善し、PDSAサイクルと称している。例えば藤井はこのことを教育実践の分野において取り上げ、結果をチェックするに留まらず、成功や失敗を踏まえてPlanの妥当性を吟味しうる学習や思考をする組織であることが重視されていると述べる。そしてそれは組織が相互依存モデルであり、単純なトップダウン組織を想定しておらず、トップの誤謬可能性も含めて全体が巧くいっているか検証する道具としてPDSAサイクルが機能すべきだと強調する(藤井 2017, 63-64)。藤井はPDSAを教師と生徒の関係において反映していたが、それは生徒同士の関係においても同様

であろう。そしてこのCheckやStudyのプロセスに該当するものが、振り返り活動である。したがって生徒個人、生徒同士、または生徒と教師によって十分な振り返りがなされるように教師は指導する必要がある。藤井の指摘するところの組織をクラスと見なせば、クラスの間関係や成長は相互に依存しており、教師による単純なトップダウンで形成されるものではない。教師は生徒個人また生徒同士での振り返りを促すことは当然だが、その機会に自らの誤謬可能性も含めて全体が巧くいつているのかどうか、教師と生徒の間で自分自身を確認することも忘れてはならない。

他方でこのような改善の背景には、Checkの形骸化によって有効なActionが講じられなくなってきている懸念も挙げられるため、今後はより十分なStudyが求められることを強調したい。前節で述べた通り、運動会が春に開催される場合には事前指導が十分に行えない懸念もあるため、事後指導である振り返り活動の教育的効果を重要視する必要がある。指導要領でも「課題の設定から振り返りまでの一連の活動を『実践』と捉えることが大切である。(文科省 2017b, 2017cともに22)」とも示されている。デューイも言うように、教師が経験を動いている力として判断し、そのような力を指導するよう経験の動力を考慮しないようでは、経験の原理それ自体に誠実に対応していない(デューイ 2004, 53)だけではなく、そもそも道徳的ではないとも揶揄されるだろう。

4. おわりに一本稿のまとめと今後の課題—

4- (1) 運動会を通した新しいスポーツ観の教授の可能性

本稿では今後の望まれる新しいスポーツ観を子ども達に教授すべく、運動会を使ってその方法論を考察し、そのことが他領域においてどのような効果を生み、何を留意すべきか検討してきた。既存の運動会においても、特に「する」「支える」活動は実践されてきたが、ここに「みる」「知る」の活動に大きな意味を持たせることで、「する」「支える」活動が豊かになる。「する」「支える」と「みる」「知る」の相互作用を実感することは、子ども達の中の「みる」「知る」「支える」価値観を変容させる大きな可能性を潜在する。「する」だけに限定されない多様なスポーツとの関わり方を子ども達は経験すべきであり、そのことが子ども達に、勝利と代わるスポーツの価値や教育的意義を提案することも確認できた。

他方で指導要領解説には「特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童(中学校版は「生徒」)の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童(中学校版は「生徒」)が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。」(文科省 2017b, 135, 2017c, 108)とある。これらの文言には、実際には本稿で扱わなかったジェンダー教育や特別支援教育等、多様な領域に及ぶ意義も見出せる。したがって特別活動でもある運動会で新しいスポーツ観を教授するという事は、まだまだ他の教育的意義も見出せる可能性もあるということだ。

そしてもちろん本稿で考察した方法は通常の体育授業にも活かしていくべきである。例えばスポーツ観戦の視点を学んだり、準備片付けの早業を話し合ったり、運動会を1つの契機にしつつ、その後も引き続いて展開されることが望ましいだろう。

4- (2) 部活動研究との連結

最後になるが、こうしたスポーツの新しい視点は、「する」ことに重きが置かれる傾向にある運動部のあり方を再考することにも繋がる。内田 (2017) や長沼 (2017) の研究を踏まえれば、生徒と教員双方にとって部活動が負担になっていることは言うまでもない。そこでスポーツにおいて「する」以外の視点が重要視されるのであれば、運動部に対しても多様な関わり方が可能になり、負担も軽減されることだろう。

例えば小中学校において、マネージャーのような部活を「支える」関わり方のみを許可している学校、そしてそれを普通のことと認めている子どもや教師はどの程度存在するのか。また、運動部を休むという選択を能動的にしている子どもはどの程度存在するのだろうか。今後研究を深め、論じていくつもりである。

参考文献一覧 (なお引用のURLは全て2017年9月20日に最終確認済)

- 相原・伊吹2014: 相原正道, 伊吹勇亮. トップ・アスリートへのセカンド・キャリア支援-JOCのセカンド・キャリア支援策を中心に-. 福山大学経済学研究会, 福山大学経済学論集, 38巻, 1・2合併号, 75-88.
- 赤田2014: 赤田信一. 小学校における運動会における調査研究~A市小学校の運動会の目調査を中心に~. 静岡大学教育学部研究報告 (教科教育学篇), 45, 201-213.
- 有村2003: 有村久春. キーワードで学ぶ特別活動生徒指導. 教育相談. 金子書房.
- 朝日新聞HP (2017年1月31日).
<http://www.asahi.com/articles/ASK1W5H28K1WUTQP00X.html>
- 石井1990: 石井浩一. 明治期愛媛県における学校運動会について—教育会雑誌にみる批判・改善論の検討—. 日本体育学会大会号, 87.
- 内田2017: 内田良. ブラック部活. 東洋館出版.
- 川谷2015: 川谷茂樹. スポーツにおけるその他の倫理的問題. 中村敏雄・高橋健夫・寒川恒夫・友添秀則ほか編. 21世紀スポーツ大事典, 大修館書店, 827-828
- 岸野1964: 日本の運動会の由来と特色. 体育科教育, 1964年9月号. 大修館書店, 2-5.
- 木村・高橋・勝亦・川端1995: 木村吉次, 高橋春子, 勝亦絃一, 川端昭夫. 日本の学校における運動会の発達に関する研究. 中京大学体育学論叢, 36 (2), 9-17.
- 木村2017: 木村吉次. 運動会のヒストリア. 体育科教育, 2017年5月号. 大修館書店, 12-16.
- 京免2014: 京免徹雄. 自治活動を通して育まれる人間関係形成・社会形成能力—キャリア教育における社会的・職業的自立を視野に入れて—. 日本特別活動学会紀要, 第22号, 7-12.
- 倉田・玉木2017: 倉田梓, 玉木博章. 関係性を紡ぐ表現活動の可能性に関する考察 - 学級経営の視点から体育に着目して -. 名古屋女子大学紀要, 63号, 人文・社会編, 117-126.
- 児美川2013: 児美川孝一郎. キャリア教育のウソ. ちくまプリマー新書.
- 笹川スポーツ財団HP. <http://www.ssf.or.jp/research/proposal/tabid/301/Default.aspx>
- 佐藤1987: 佐藤秀夫. 運動会. 最新スポーツ大辞典. 大修館書店, 94-97.
- 滝田2010: 滝田よしひろ. みんなで跳んだ. 角川つばさ文庫.
- 樽木2013: 樽木靖夫. 学校行事の学校心理学. ナカニシヤ出版.
- 中央教育審議会2016: 中央教育審議会. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)【概要】. http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/12/27/1380902_1.pdf
- デューイ2004: J. デューイ. 市村尚久訳. 経験と教育. 講談社学術文庫.
- 東京都教育委員会2015: 東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議最終提言. <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2015/pr151221/finalrecommendations.pdf>
- 仲島2017: 仲島正教. 運動会の思い出—「過程」から感動は生まれる. 体育科教育, 2017年5月号. 大修館書店, 26-29.
- 長沼2017: 長沼豊. 部活動の不思議を語り合おう. ひつじ書房.
- 浜野2004: 浜野兼一. 小学校の運動会に関する史的考察 - 運動会の萌芽期にみる事例分析を通して -. 早

稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊, 12 (1), 59-68.

ピースタ2016: G. ピースタ著. 藤井啓之, 玉木博章訳. よい教育とはなにか—倫理・政治・民主主義. 白澤社.

藤井2008: 藤井啓之. 「道徳」の構造的欠陥. 竹内常一ほか. 学習指導要領を読む視点. 白澤社. 151-162.

藤井2011: 藤井啓之. 「道徳教育の充実」に教師はどう向かい合うべきか. 体育科教育, 2月号. 大修館書店. 10-13.

藤井2017: 藤井啓之. PDCAからPDSAへ 教師にも子どもにも表情のある教育を. 教育科学研究会編集. 教育, 2017年, 2月号. かもがわ出版. 59-64.

松田2008: 松田恵示. これからの運動会のあり方を探る. 児童心理, 2008年10月号. 金子書房. 80-84.

望月2008: 望月明人. 日本の学校体育の現状と問題点. 児童心理, 2008年10月号. 金子書房. 70-74.

吉澤2017: 吉澤潤. 子どもは秋の運動会でこそ学び育つ. 体育科教育, 2017年5月号. 大修館書店. 30-34.

文科省2017a: 文部科学省. 小学校学習指導要領解説, 体育.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387017_10_1.pdf

文科省2017b: 文部科学省. 小学校学習指導要領解説, 特別活動.

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387017_15_1.pdf

文科省2017c: 文部科学省. 中学校学習指導要領解説, 特別活動. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018_13_1.pdf

¹ なお第1の目標は「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(中学校版では「人間として」)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」(文科省2017b, 2017cともに11)。とされる。

² 後に東京帝国大学の運動会となるイベントである。

³ 運動会の春開催が増えた背景には、2学期制が広まった影響や、秋に行事が重なることの負担軽減、また熱中症対策等が挙げられる。

⁴ なお指導要領解説では「心身の健全な発達や健康の保持増進, 事件や事故, 災害等の非常時から身を守ることなどについてその意義を理解し, 必要な行動の仕方などを身に付ける。また, 体育的な集団活動の意義を理解し, 規律ある集団行動の仕方などを身に付けるようにする。」「自己の健康や安全についての課題や解決策について(中学校版は「自己の生活を振り返り, 健康, 安全, 防災, 運動や体力の向上に関する課題と解決策について)」考え, 他者と協力して, 適切に判断し行動することができるようにする。また, 運動することのよさについて考え, 集団で協力して取り組むことができるようにする。」「心身の健全な発達や健康の保持増進に努め, 安全に関心をもち, 積極的に取り組もうとする態度(中学校版は「生涯にわたって, 心身ともに健康で安全な生活を実践したりしようとする態度」)を養う。また, 運動に親しみ, 体力の向上に積極的に取り組もうとする態度を養う。」という3点の資質及び能力の育成が求められている(文科省2017b, 122, 2017c, 94-95)。

⁵ 戦時中ならば他者を暴力的に攻撃する能力は評価されるが、現代では罪となる。また野球において先発完投型が主流の時代では、短いイニングしか投げない現代野球に必須のクローザーやセットアッパーは評価されない。つまり能力は時代や環境、世論に左右される。

⁶ 例えば一番走るのが速くても、より速い転校生が現れたり、中学で他の小学校から速い子が現れたりすれば、その子どもの自己肯定感は減少する。

⁷ 朝日新聞が報じるによると、2016年で10年目となった「現役若手プロ野球選手『セカンド・キャリア』に関するアンケート」では依然として7割前後の若手プロ野球選手が引退後の生活に不安を持っている(朝日新聞2017年1月31日)。

⁸ なお『笹川スポーツ財団HP』にも全く同様のことが書かれている。

⁹ この反対の例として、SNSの「いいね」獲得による自己承認が挙げられる。

